〃	第十八回	九億円	第二十九回	三十億円	九十九円十二銭			
〃	第十九回	七十五億円	〃	九億円	九十九円十三銭			
〃	〃	八億円	第三十回	四億円	九十九円三銭			
〃	第二十回	十億円	第三十二回	四億円	九十八円六十七銭			
〃	第二十一回	三十億円	第三十三回	百六十八億円	九十八円六十六銭			
〃	〃	十四億円	〃	六億円	九十八円六十八銭			
〃	第二十二回	百二十八億円	第三十七回	四十三億円	百円四十二銭			
〃	〃	二十億円	〃	二億円	百円四十三銭			
〃	第二十四回	六億円	第三十九回	四十七億円	百三円三十七銭			
〃	第二十五回	十億円	第四十回	二十四億円	百三円八十七銭			
〃	〃	三十億円	第四十二回	五億円	百二円八十七銭			
〃	〃	十二億円	第四十一回	十六億円	百三円四十三銭			
〃	第二十六回	十一億円	第四十四回	百九十億円	百三円三十二銭			
〃	〃	百二十九億円	第四十五回	二億円	百三円十七銭			
〃	〃	一億円	〃	一億円	百三円三十三銭			
〃	第二十七回	十億円	第四十六回	六十五億円	百三円八十銭			
〃	〃	五億円	第四十八回	九十億円	百六円十七銭			
〃	第二十八回	五億円	〃	一億円	百六円十八銭			
		九十九円四十七銭		千三百十六億円				

○文部科学省告示第百七十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十四年十二月二十八日

文部科学大臣　下村　博文

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧佐渡鉱山採鉱施設	三基	鋼製櫓、高さ一三・九メートル、貯鉱庫付、コンクリート造基礎及び鋼索用開口部附属、鉱車軌道及びチップラー三基を含む	株式会社ゴールデン佐渡	新潟県佐渡市下相川一三〇五番地	新潟県佐渡市下相川、同相川宗徳町
大立竪坑櫓	一棟	鉄筋コンクリート造、建築面積二二一・八四平方メートル、石造及びコンクリート造坑口附属、捲揚機一基、コンプレッサー一基及びレシーバー二基を含む			
大立竪坑捲揚機室	一棟				
道遊坑及び高任坑	一所	石造及びコンクリート造坑道、延長二四七・五メートル、鉱車軌道附属			
高任粗砕場	一棟	鉄骨造、建築面積五四一・九八平方メートル、六階建一部地下一階、切妻造、コンクリート造基礎附属、スレート葺、ジョークラッシャー三基及びチップラー二基を含む			
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード	一棟	貯鉱舎　鉄骨造及び鉄筋コンクリート造、建築面積二四一・三三平方メートル、切妻造、ベルトコンベアヤード　鉄骨造、延長三一・三メートル、切妻造、ベルトコンベア及びトリッパー一基を含む、総スレート葺			